

平成27年 4月 1日
葛飾区総務部契約管財課

葛飾区設計等委託成績評定結果の契約への活用方針について

葛飾区においては、平成15年度より、葛飾区工事成績評定要綱等に基づき、葛飾区が発注する工事について成績評定を行い、契約に活用し、請負者に評定結果を通知していますが、この度、新たに下記のとおり、設計等委託契約についても、成績評定結果を契約に活用していくこととしました。

これに合わせ、葛飾区設計等委託成績評定要綱を制定しましたので、お知らせします。

なお、葛飾区設計等委託成績評定を受託者に周知するため、平成27年6月30日まで、区ホームページに掲載し、契約書を交付する際に、周知文を配布します。

また、周知期間に契約締結した、設計等委託契約については、参考成績として受託者に成績評定を交付し、7月1日以降に契約締結した設計等委託契約について、葛飾区設計等委託成績評定を契約に活用します。

記

1 葛飾区設計等委託成績評定結果の活用

設計等委託契約の成績評定結果を、以下のとおり、契約に活用していきます。

(1) 成績優良企業の公表

75点以上の成績評定については、優良点とし、葛飾区設計等委託成績が優良と認められた受託者を公表します。

(2) 指名停止の実施

59点以下の成績評定については、不良点とし、指名停止等（指名競争入札に準じて行われる随意契約案件を含む。）を行います。

今後、「葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準」等を改正します。

2 葛飾区設計等委託成績評定要綱の制定

葛飾区設計等委託成績評定結果を活用するため、葛飾区設計等委託成績評定要綱を制定しました。

平成27年7月1日以降に契約締結する設計等委託契約から適用します。

3 評定の対象

葛飾区が発注する葛飾区工事施行規程第25条第1項の設計等の委託のうち、1件の起工金額（消費税及び地方消費税を含む。）が100万円を超えるものが、評定の対象となります。

- (1) 土木工事に係る設計、測量及び地質調査並びに建築工事に係る測量及び地質調査
- (2) 建築及び設備工事に係る設計
- (3) 工事監理等業務

【問合せ先】

（葛飾区設計等委託成績評定要綱及び葛飾区設計等委託成績評定結果の活用について）

葛飾区総務部契約管財課品質確保促進担当係

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所7階 704番窓口

電話：03-5654-8163 ファクス：03-5698-1506